## 非常事態発生時の対応について(お願い)

- [非常事態とは] 地震、津波、大雨による地滑り、火災、猛烈な吹雪、大型台風の 接近などの自然災害の発生
  - 長時間にわたる停電
  - その他の突発的な事態の発生
- 登校前に非常事態が生じたときは、臨時休業措置をとります。

(連絡があるまで、登校させないでください)

## 非常事態発生時の連絡方法

- メールー斉送信で知らせる。
- メールー斉送信が不可能の場合、学校から校外指導部員(町内PTA会長)の固定電 話または携帯電話に連絡する。

その場合、校外指導部員は、各町内の保護者に連絡してください。

○ 固定電話も携帯電話も使用不可能の場合は、安全の確認や電話での連絡が可能になる まで自宅待機する。

※小友小学校の電話は停電の場合でも1台は緊急電話として使用が可能です。

## 2 授業中に非常事態が発生したとき

- 事態が収まるまで子どもを学校に待機させ、事態が収まったら保護者の方に直接学 校へ迎えに来ていただく。(お迎えの方が来るまで児童を学校に待機させます。)
- 3 登下校中に非常事態が発生したとき
  - 家の人と話し合って決めた避難場所に避難する。 (避難場所を話し合って決めておいてください。)
  - 近くの大人に助けを求める。
  - 学校や家庭に子どもが到着していないときは、学校職員が電話や巡回により、所在を 確認する。